

新たな振興計画（素案）

福祉保健部会  
調査審議結果報告書

令和3年12月

沖縄県振興審議会  
福祉保健部会

# 新たな振興計画（素案） 福祉保健部会調査審議結果報告書 目次

## 目次

### 1 本報告書の位置づけ

### 2 福祉保健部会の概要

- (1) 福祉保健部会の所掌事務について
- (2) 福祉保健部会の調査審議箇所について
- (3) 福祉保健部会の構成について
- (4) 福祉保健部会の開催実績について

### 3 福祉保健部会における調査審議結果

- (1) 新たな振興計画（素案）等に対する修正意見について
- (2) 関連体系図（案）に対する修正意見について
- (3) 自由意見について

別紙 1－1 新たな振興計画（素案）に対する修正意見審議結果一覧（福祉保健部会）

別紙 1－2 新たな振興計画（中間取りまとめ）に対する修正意見審議結果一覧（福祉保健部会）

別紙 2 関連体系図（案）に対する修正意見審議結果一覧（福祉保健部会）

別紙 3 自由意見の一覧（福祉保健部会）

## 1 本報告書の位置づけ

本報告書は、沖縄県振興審議会に諮問された新たな振興計画（素案）について、福祉保健部会における調査審議結果をとりまとめたものである。

## 2 福祉保健部会の概要

### (1) 福祉保健部会の所掌事務について

沖縄県振興審議会に設置されている部会のうち、福祉保健部会は「社会福祉、保健衛生、医療、安全・安心等に関すること」を所掌することとされている（沖縄県振興審議会運営要綱第2条）。

### (2) 福祉保健部会の調査審議箇所について

新たな振興計画（素案）のうち、福祉保健部会における調査審議箇所については、次のとおりである。なお、他の部会と一部重複する箇所がある。

### ○第4章 基本施策

#### 2 心豊かで、安全・安心に暮らせる島を目指して

##### (1) 子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進

ア 子どものライフステージに応じたつながる仕組みの構築及び県民運動の展開

① つながる仕組みの構築

② 県民運動の推進及び子どもの貧困問題に関する普及啓発

イ 貧困状態にある子どもへの支援

① 生活及び教育支援の充実

② 経済的な支援の充実

ウ ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への支援

① ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への生活自立支援

##### (2) 誰もが安心して子育てができる環境づくり

ア 子ども・子育て支援の充実

① 妊産婦を支える体制づくり

② 乳幼児の健康の保持・増進

③ 乳幼児期の子育て環境の充実

イ 子ども・若者の育成支援

① 子どもの多様な居場所づくり

② 困難を有する子ども・若者やその家族等への支援

③ 要保護児童や児童虐待に対する取組の強化

##### (3) 健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保

ア 「健康・長寿おきなわ」の復活

① 県民一人ひとりの健康づくり活動の定着

② 生活習慣病等の予防に向けた健康的な生活の定着

- イ 質の高い医療提供体制の充実・高度化
  - ① 地域医療連携体制の構築
  - ② 患者・家族等の支援体制の充実
  - ③ 小児医療提供体制の充実
  - ④ 周産期医療提供体制の充実
  - ⑤ 公立沖縄北部医療センターの整備推進
- ウ 離島・へき地医療、救急医療提供体制の確保・充実
  - ① 離島・へき地医療提供体制の確保・充実
  - ② 救急医療提供体制の確保・充実
  - ③ 災害医療提供体制の確保・充実
- エ 感染症に備えた保健衛生、医療提供体制の拡充・強化
  - ① 感染症対策の強化
  - ② 新興・再興感染症拡大期に備えた医療提供体制の確保
- オ 保健衛生環境の向上
  - ① 食品等の安全・安心の確保
  - ② 難病対策の推進
  - ③ 自殺対策の強化
  - ④ 薬物乱用防止対策の強化
  - ⑤ 危険生物対策の推進
  - ⑥ 狂犬病対策及び動物の愛護・管理の推進
- (4) 高齢者・障害者等を支える福祉サービスとセーフティネットの充実
  - ア 高齢者が生き生きと暮らせる地域づくり
    - ① 高齢者の社会参加の促進
    - ② 住み慣れた地域で暮らせる環境づくり
    - ③ 介護サービスの充実
  - イ 障害のある人が活動できる地域づくり
    - ① 地域生活の移行支援
    - ② 発達障害児や医療的ケア児等への支援
    - ③ 障害者の社会参加の促進
    - ④ 誰もが活動しやすい環境づくり
  - ウ 日常生活を支える福祉サービスの向上
    - ① 福祉サービスの包括的な支援体制の強化
    - ② 困難な生活を支える支援体制の構築
    - ③ ひきこもり支援の推進
- (7) 離島・過疎地域における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出
  - イ 安全・安心な生活を支えるインフラの整備
    - ① 水道施設の整備、水道広域化の推進、水道水の安定確保
  - ウ 公平で良質な医療・福祉サービスの確保
    - ① 地域の実情に応じた医療提供体制の確保

- ② 福祉・介護サービスを受ける機会の確保
- ③ ICTを活用した遠隔医療の推進
- 3 希望と活力にあふれる豊かな島を目指して
  - (9) 希望と活力にあふれる「スポーツアイランド沖縄」の形成
    - イ 県民等が主体的に参画するスポーツ環境の整備
      - ③ 県民一人ひとりが参加する生涯スポーツの推進
- 4 世界に開かれた交流と共生の島を目指して
  - (3) 世界の島しょ地域等との国際協力活動と国際的課題への貢献
    - ア 多様な分野における国際協力・貢献活動の推進
      - ④ 保健衛生分野における国際協力の推進
- 5 多様な能力を発揮し、未来を拓く島を目指して
  - (4) 人口減少に対応し、地域社会を支える人づくりと人材の確保
    - イ 持続可能な地域づくりを担う人材の育成・確保
      - ③ 保育士等の育成・確保
      - ④ 福祉・介護人材の育成・確保
    - ウ 医療・保健など地域の安心を支える人づくり
      - ① 医師の確保と資質向上
      - ② 薬剤師の確保と資質向上
      - ③ 看護師等の確保と資質向上

## ○第6章 県土のグランドデザインと圏域別展開

### 3 圏域別展開

- (1) 北部圏域
  - イ 生活基盤の充実
    - ① 医療・福祉の充実
- (2) 中部圏域
  - エ 持続可能な基幹都市圏の形成
    - ① 持続可能なまちづくりの推進
- (3) 南部圏域
  - エ 持続可能な基幹都市圏の形成
    - ③ 持続可能なまちづくりの推進
- (4) 宮古圏域
  - ウ 生活環境の整備・充実
    - ② 医療・福祉サービスの充実
- (5) 八重山圏域
  - ウ 生活環境整備・充実
    - ③ 医療・福祉サービスの充実

- (3) 福祉保健部会の構成について  
福祉保健部会の構成は次のとおりである。

- ◎安里 哲好 沖縄県医師会会長
- 湧川 昌秀 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会会長
- 米須 敦子 沖縄県歯科医師会会長
- 平良 孝美 沖縄県看護協会会長
- 前濱 朋子 沖縄県薬剤師会会長
- 村濱 千賀子 沖縄県栄養士会会長
- 宮城 雅也 沖縄県小児保健協会会長
- 小那覇 涼子 公益社団法人沖縄県母子寡婦福祉連合会  
沖縄県マザーズスクエアゆいはあと統括責任者
- 安座間 葉子 沖縄県保育協議会会長
- 岡野 みゆき 公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会事務局長
- 村田 涼子 社会福祉法人若竹福祉会理事長
- 高良 清健 一般社団法人沖縄県介護支援専門員協会会長
- ※本村 真 琉球大学人文社会学部教授
- ※ 福祉保健部会専門委員以外の出席者（第1回、第2回及び第4回部会に出席、沖縄県振興審議会委員/産業振興部会専門委員）

※ ◎は部会長、○は副部会長を示す。

- (4) 福祉保健部会の開催実績について  
福祉保健部会の開催実績は次のとおりである。

○第1回福祉保健部会

日時：令和3年7月14日（水）14:30～16:30

場所：県庁6階第2特別会議室

議題：

- 1 調査審議の進め方について
- 2 福祉保健部会開催スケジュールと検討テーマについて
- 3 「新たな振興計画（素案）」と「主要・成果指標」について
- 4 調査審議

○第2回福祉保健部会

日時：令和3年8月6日（金）14:30～16:30

場所：県庁6階第1特別会議室

議題：

- 1 第1回福祉保健部会意見への対応方針について
- 2 調査審議
  - (1) 基本施策2-(1) 子どもの貧困解消に向けた総合的な支援の推進
  - (2) 基本施策2-(2) 誰もが安心して子育てができる環境づくり

- (3) 基本施策 2-4) 高齢者・障害者を支える福祉サービスとセーフティネットの充実（ウ-④は除く）
- (4) 基本施策 5-4)-イ-③ 保育士の育成・確保  
イ-④ 福祉・介護人材の育成・確保

○第3回福祉保健部会

日時：令和3年9月9日（木）14:30～16:30

場所：県庁14階会議室

議題：

- 1 第2回福祉保健部会意見への対応方針について
- 2 調査審議
  - (1) 基本施策 2-3) 健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保
  - (2) 基本施策 2-7) 離島における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出
  - (3) 基本施策 3-9)-イ-③ 県民一人ひとりが参加する生涯スポーツの推進
  - (4) 基本施策 4-3)-ア-④ 保健衛生分野における国際協力の推進
  - (5) 基本施策 5-4)-ウ-① 医師の確保と資質向上  
ウ-② 薬剤師の確保と資質向上  
ウ-③ 看護師等の確保と資質向上
  - (6) 第6章 3-1)-イ-① 医療・福祉の充実
    - エ-① 持続可能なまちづくりの推進
    - エ-③ 持続可能なまちづくりの推進
    - ウ-② 医療・福祉の充実
    - ウ-③ 医療・福祉の充実

○第4回福祉保健部会

日時：令和3年11月16日（火）14:30～16:30

場所：県庁6階第2特別会議室

議題：

- 1 「新たな振興計画（中間取りまとめ）」（新たな振興計画（素案）に対する審議経過）について
- 2 調査審議

### 3 福祉保健部会における調査審議結果

- (1) 新たな振興計画（素案）等に対する修正意見について  
新たな振興計画（素案）に対する修正意見については、別紙1-1（新

たな振興計画（素案）に対する修正意見審議結果一覧（福祉保健部会）  
のとおり、新たな振興計画（中間取りまとめ）に対する修正意見について  
は、別紙１－２（新たな振興計画（中間取りまとめ）に対する修正意見審  
議結果一覧（福祉保健部会））のとおり取りまとめた。

(2) 関連体系図（案）に対する修正意見について

関連体系図（案）に対する修正意見については、別紙２（関連体系図（案）  
に対する修正意見審議結果一覧（福祉保健部会））のとおり取りまとめた。

(3) 自由意見について

調査審議の過程における(1)及び(2)以外の意見については、別紙３（自由  
意見の一覧（福祉保健部会））のとおり取りまとめた。



新たな振興計画（素案）に対する修正意見審議結果一覧

					福祉保健部会		
番号	章	頁	行	新たな振興計画（素案）本文	修正文案等	理由等	審議結果
1	4章	P52	24行	<p>(1) 子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進 (P52 25行～P53 25行)</p> <p>□ (略)</p>	<p>□ 家庭の経済状況等に左右されず、沖繩の未来を担うすべての子どもたちが夢や希望を持って成長することができる、「誰一人取り残さない社会」の実現を目指す。</p> <p>□ 子どもの貧困の世代間連鎖の克服と解消に向けては、核家族化、人間関係の希薄化や自己責任論等から「社会的孤立」に陥りやすく、日々の生活に追われ行政からの支援情報が届きにくい「情報弱者」となっていることを考慮し、支援を必要としている子どもを確実にセーフティネットに繋げることが課題である。</p> <p>□ また、子どもの保護者に対する就業支援の充実を図るなど、困難する家庭の家計や雇用の質の改善等による経済施策を行うことが課題である。</p> <p>□ さらに、どのような状況に置かれていても、子どもたちが質の高い教育を受けられることができる環境を提供し、個々の成長と豊かな人生の実現を後押しする教育施策を行うことが課題である。</p> <p>□ このため、子どものライフステージに応じたつながる仕組みの構築及び県民運動の展開、貧困状態にある子どもへの支援、ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への支援に取り組む。</p>	<p>理念(目標)、課題、政策、具体的取組が混在しているので整理が必要ではないか。</p> <p>特に、53頁の19行～22行については、必要な内容なので是非入れたいが、具体的内容なので次頁への記載が適切ではないか。</p>	<p>【該当箇所を修正】委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。</p> <p>なお、53頁19行～22行の基本施策の説明については、居場所におけるキャリア教育として「① 生活支援の充実」に含まれていること、138頁10行「② 若年者の就業意識啓発等の推進」においても記載していることから削除する。</p>

番号	章	頁	行	新たな振興計画（素案）本文	修正文案等	理由等	審議結果
3	4章	P53	9行	「困窮する家庭の家計や雇用の質の改善など」	意見番号1のとおり修正	現在のコロナの影響で企業の力が弱まり雇用の量も不足している状況があるため「雇用の量」の文言を記載してはどうか	【該当箇所を修正】委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。 基本施策の説明(52頁25行～53頁25行)については、「目指す姿」、「課題」、「施策」に整理して修正する。 なお、「困窮する家庭の家計や雇用の質の改善等による経済施策」には、「雇用の量」についても含まれている。
4	4章	P53	19行	□ 貧困の世代間連鎖の克服と解消には、子ども達自身が社会で生きていくための力を身につけることが大切な要件であるが、そこには、 <u>社会生活の中で必要な健康保険、税金、年金等とともに、将来働く上で必要な労働関係の基礎知識も重要</u> である。 ① 若年者の就業・定着の促進、② 若年者の就業意識啓発等の推進	意見番号1のとおり修正	総論は賛成だが、どのように基礎知識を習得していくかについて具体的な方策が必要。子どもの頃から生き抜くために必要な経済活動について触れることが大切。雇用される側の知識と、起業して経営する場合の実務的な経験や知識の習得までできよう目指して欲しい。職場体験が授業の一コマになると多い回数多く経験できる機会があるとよいと思われる。 ・ 社会の常識はできるだけ早い段階から見聞きし、自分の考えを持てるようにしておくべき ・ 雇われること(就職)だけが将来の選択肢ではないことを知ってもらいたい ・ 起業の面白さや厳しさもコミュニケーションできることが必要 ・ 合わせて職業上の倫理についても学ぶ機会が必要	【該当箇所を修正】基本施策の説明(52頁25行～53頁25行)については、「目指す姿」、「課題」、「施策」に整理し、左案のとおり修正することとする。 なお、基礎知識の習得に関しては、138頁10行目からの施策「② 若年者の就業意識啓発等の推進」に記載されている。

番号	章	頁	行	新たな振興計画（素案）本文	修正文案等	理由等	審議結果
5	4章	P53	21行	「社会生活の中で必要な健康保険、税金、年金等とともに、将来働く上で必要な労働関係の基礎知識も重要である」	意見番号1のとおり修正	貧困家庭の支援の中で、「金融関係の基礎知識」を持ってもらうことは重要であるため「労働関係や金融関係の基礎知識」の文言を記載してはどうか。	【該当箇所を修正】 意見番号1等の修正により、53頁19行～22行は修正済である。 なお、労働関係法令の基礎知識の普及に係る取組は、138頁10行【②】若年者の就業意識啓発等の推進に、金融関係の基礎知識の普及に係る取組は、81頁13行【⑦】消費生活安全対策の強化」に含まれている。
6	4章	P53	27行	ア 子どものライフステージに応じたつながる仕組みの構築及び県民運動の展開 ① つながる仕組みの構築 ② 県民運動の推進及び子どもの貧困問題に関する普及啓発	-	具体的な支援と県民運動や普及啓発は同じ項目には馴染まないこと、つながる仕組みの構築に重要なのは人材と考えることから、「子どものライフステージに応じたつながる仕組みの構築」と「県民運動の展開」は分けて記載してはどうか。	【原文のとおり】 「① つながる仕組みの構築と県民運動の展開」を分けて記載することについて、「つながる仕組み」は、支援が必要な子どもやその保護者に支援につながるための人的・組織的な体制構築を施策として、「県民運動の展開」は、支援機関同士や企業等が連携・協働により支援をしていくことを位置づけている。 以上から、つながる仕組みの構築と県民運動の展開を一体的に推進するため、同じ施策展開に位置づけることとする。
7	4章	P53	30行	□ …。国・県・市町村、教育・福祉等の関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等が連携・協働し、…	□ …。国・県・市町村、教育・福祉・雇用・医療等の関係団体、NPO、ボランティア、企業、大学等が連携・協働し、…	子どもの貧困の解消には、親の貧困問題の様々な分野で課題があり、縦割りではなく横の連携が必須であるため「教育・福祉」の文言の後に「雇用」の文言を記載してはどうか。	【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。 子どもの貧困対策を推進するに当たっては、子どもやその保護者の抱える多様な課題に対応するために、様々な支援機関が連携・協働し、支援を行っていくことが重要である。 「教育・福祉等の関係団体」には、雇用関係の団体も含んでいるが、明確化するため修正する。

番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	修正文案等	理由等	審議結果
8	4章	P55	7行	① 生活支援の充実	① 生活及び教育支援の充実	切れ目のない支援を親にも子どもにも行うと明記されていることは素晴らしいと思います。少し気になるのは生活支援と経済支援にとどまっています。今回「学校教育」というテーマとすることで、学校と地域社会が協働で、親子ともに自己肯定感や自己有用感を育てることも見据えた支援体制が少しでも見える表現をお願いします。貧困の連鎖は、経済の問題より心の問題の根が深く、承認欲求の渴望が低年齢層の妊娠の引き金であったり、生理用品の購入ができないために通学に支障をきたす等の心の問題は養護教諭をはじめとするとする教職員のみでは抱えきれないことだと推察される。学校現場の負担軽減の軸に、支援員や地域医療機関、福祉施設などの積極的な介入が必要であるため	【該当箇所を修正】委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。家庭の経済状況が子どもの生活と成長に与える悪影響を防ぐため、生活支援や経済支援だけでなく、福祉・教育・医療等の支援機関へとつなげることも重要であると考慮しており、また、自己肯定感などの非認知能力については、家庭の経済状況による影響がある一方で、経済的に厳しい家庭であっても学力の高い子どもは、非認知能力が高いことが指摘されている。そのため、54頁5行「① つながる仕組みの構築」において、関係機関との情報共有や、子どもを支援につなげるための調整を行う「子ども貧困対策支援員」を市町村に配置することなどに取り組むこととしており、また、55頁7行「① 生活支援の充実」において、子どもの居場所の利用による効果の一つとして、自己肯定感の向上がみられることから、居場所の活動が充実するよう取り組むこととしている。
9	4章	P55	7行	① 生活支援の充実	① 生活及び教育支援の充実	53頁で、教育施策の一層の充実を図ると強調されているが、54頁以降の取り組みには教育の支援について項目がない。入れるべきではないか。	【該当箇所を修正】委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。貧困の連鎖の解消のためには、教育施策の充実が重要であるため左案のとおり修正する。なお、学校教育の充実については、161頁4行の基本施策「5(2)『生きる力』を育む学校教育の充実」に位置づけられている。
10	4章	P55	24行	「ウ ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への支援」中の「ひとり親家庭等」の記載について	—	ひとり親対策の中で祖父母などが子どもを養育している世帯への支援も重要であるため、「養育者世帯」をキーワードとしてどこかに記載してはどうか。	【原文のとおり】県においては、母子、父子、寡婦、養育者等を含めた様々な世帯に対し支援を行っているところであり、その総称的な表現として「ひとり親家庭等」と記載している。

番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	修正文案等	理由等	審議結果
11	4章	P56	1行	<p>① ひとり親家庭等の困難を抱える保護者への生活自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ ひとり親家庭等の生活の安定と自立した生活に向けて、保育や医療にかかると経済的負担の軽減や住宅支援等の生活支援に取り組む。</li> <li>□ 個々が抱える課題に応じた就業支援や、企業における正規雇用促進の支援等による雇用の質の改善に加え、子どもへの学習支援など、各家庭の状況に応じた総合的な支援に取り組む。</li> <li>□ 生活困窮者に対し、生活に関する相談など個々の状況に応じた支援、職業訓練の実施、職業のあっせんなど、保護者への就業や学び直しの支援に取り組む。</li> </ul>	-	<p>「等」にどこまで含めるかについて、分けて記載した方がわかりやすいのではないか。もしくは定義を明確にするべき。</p> <p>例えば56頁2行目のひとり親家庭等と7行目の生活困窮者は何が違うか。</p> <p>この計画に基づき施策が展開されるところと思われるが、利用できる制度については異なるので、これも踏まえる」と「等」では曖昧になる。</p>	<p>【原文のとおり】</p> <p>県では、母子、父子、寡婦、養育者等を含めた様々な世帯に対し支援を行っているところであり、特定の世帯に限定する意図はな「庭等」と記載している。</p> <p>一方、56頁7行目「生活困窮者」については、生活困窮者自立支援法において規定する支援を踏まえて記載しており、従来のひとり親施策に加え、生活困窮者自立支援制度においても、困窮するひとり親家庭等を支援することの趣旨を述べている。</p>
12	4章	P57	17行	<p>□ 多様な保育ニーズに対応するため、市町村と連携の下、育児相談等の地域子ども・子育て支援や延長保育、病児・病後児保育、預かり保育等のきめ細やかな子育てサービスの提供体制・環境整備に取り組む。</p>	-	<p>沖繩の産業構造は夜勤の人が多いことや観光訪問客なども含め夜間保育のニーズがあるのではないかと考えるが、県がそのニーズを把握しているのであれば「夜間保育」に関する取組の記載を検討してはどうか。</p>	<p>【原文のとおり】</p> <p>意見の趣旨については「ア 子ども・子育て支援の充実」中、57頁13行「③ 乳幼児期の子育て環境の充実」において記載している。</p> <p>県としては、引き続き市町村と連携し、多様な保育ニーズに対応したきめ細やかな子育てサービスの提供体制・環境整備に取り組んでいくこととしている。</p>

番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	修正文案等	理由等	審議結果
13	4章	P58	2行	<p>□ 公的施設を活用した放課後児童クラブの整備を促進すること等により、クラブの環境改善、質の向上及び保護者負担の軽減に取り組むとともに、多子世帯への支援や児童館等の整備を促進すること等により、多様な子ども・子育て環境の充実に取り組む。</p>	-	<p>「ひとり親等」に「養育者世帯」を素案に明記することで養育者世帯の課題を現場の市町村等に周知し、地域から養育者世帯を支えていく動きを起すということでは意義はあるのではないか。</p>	<p>【原文のとおり】 「多子世帯への支援」については、「養育者世帯」を含む全ての世帯を対象としているため原文のとおりとする。 ＜養育者世帯への支援について＞ 養育者世帯への支援については、素案56頁「ひとり親家庭等」の箇所において、養育者世帯も含めた支援について記載している。 なお、県においては、現在、「養育者世帯子育て相談支援体制強化事業」を実施しており、令和2年度に実施した世帯訪問による生活実態の把握に基づき、令和3年度は圏域別研修会の実施、支援マニユアルの作成などに取り組んでおり、県、市町村、相談支援機関が連携し、養育者世帯への支援を強化していくこととしている。</p>
14	4章	P59	29行～	<p>□ 糖尿病等の生活習慣病の予防及びがん等の早期発見に向けた健康診断や特定健診の受診率向上、生活習慣を改善するための食生活改善や適度な運動習慣等の実践に向けた環境整備に取り組む。</p>	<p>□ …… (追加) □ また、働き盛り世代の生活習慣の改善や職場における健康づくりの促進に取り組む。</p>	<p>沖縄県は、健康診断の有所見率が9年連続してワースト1となっている。現役世代の死亡率も高く、沖縄における生産性の低さの要因の一つもなっている。 このため、有所見率の改善を図る等のため、職場における健康づくりの取組として、健康経営の促進を項目として追加して頂きたい。 今回、企業の「稼ぐ力」の強化を打ち出しているが、DXの推進やインベションの促進等による生産性の向上だけでなく、生産性を低下させず、経営基盤の強化を図るため、「健康経営」の取組の強化も求められていると考えている。</p>	<p>【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。</p>

番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	修正文案等	理由	審議結果
15	4章	P61	10～19行	<p>□ 離島・へき地の医療機関で勤務を希望する医師について、全国規模で情報を収集するとともに、離島・へき地への代診医の派遣等に取り組む。</p>	<p>□ …。また、離島・へき地の診療所で勤務する看護師の確保・定着に向けて代替委員の確保に取り組む。</p>	<p>人的資源に限られた離島・へき地診療所では医師と共に医療を提供する専門職は看護師のみであり、ほとんどが一人配置で勤務している。そのため、病気や研修、急用等の場合に代替看護師による支援は必須であり、そのような環境を整備しなければ安定的な看護師確保、ましてや定着は困難である。また、短期間であっても看護師不在となると診療所医師の負担が増懸念される。</p>	<p>【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。 離島・へき地診療所勤務の看護師は、一人体制が多く、研修参加や休暇取得等が難しいなど厳しい勤務環境下にある。そのため、代替委員の確保による勤務環境の改善は、看護師の確保・定着のためにも重要であり、県では、平成25年度から代替看護師による支援を行っている。</p>
16	4章	P61	24行	<p>□ 救急医療従事者の負担軽減を図るため、休日・夜間の子ども急な病気の対応や医療機関の受診に関する電話相談等の情報提供に取り組む。</p>	<p>□ 救急医療従事者の負担軽減を図るため、休日・夜間の子ども急な病気の対応や医療機関の受診に関する電話相談等の情報提供及び休日・夜間対応薬局への支援等に取り組む。</p>	<p>沖縄県薬剤師会は、救急医療機関の負担軽減の観点から、県立南部医療センターことも医療センター前の会堂薬局において、休日・夜間対応を制しているが、夜間・休日対応の体制を維持するため、財政的な負担が生じており、今後、体制維持が困難な状況にあることから、救急医療機関の負担軽減を目的として夜間・休日対応を行っている薬局に対する支援についても追記してもらいたい。</p>	<p>【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。</p>
17	4章	P62	4行	<p>① 感染症対策の強化</p>	<p>—</p>	<p>新型コロナウイルス感染症などの新興感染症発生時に、感染拡大防止としての人流を抑制するため、緩やかな私権制限の政策を検討して頂きたい。</p>	<p>【原文のとおり】 新型コロナウイルス等対策特別措置法においては、都道府県対策本部長の権限として、その区域における対策の実施について必要な協力の要請をすることができるとされている。更に緊急事態においては、多数の者が利用する施設の使用制限又は停止、催物の開催制限又は停止等の措置を講じるよう要請することができることとしている。 新興感染症についても特措法に基づき感染防止対策を検討することとなる。</p>

番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	修正文案等	理由等	審議結果
18	4章	P62	13～26行	② 新興・再興感染症拡大期に備えた医療提供体制の確保	<input type="checkbox"/> 感染隔離者のケアについては、医療施設の確保はもとより宿泊施設提供やメンタルケアも含めた医療提供体制の拡充に取り組む。また、急速な感染拡大により自宅療養者が増加したときに備えるため、看護師等による健康管理、在宅医療及び症状変化時の医療機関受診・入院等、自宅療養者に対する医療提供体制の確保に取り組む。	感染拡大時には在宅医療が中心的になるため、在宅関係の医療、訪問看護、訪問診療を追記してはどうか。また、健康管理センターのように通話による診療についても、付け加えてはどうか。	【該当箇所を修正】委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。
19	4章	P62	17行	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス等の新興感染症等の拡大に備えるため、感染症専門医や感染管理認定看護師の養成に取り組む。	<input type="checkbox"/> 新型コロナウイルス等の新興感染症等の拡大に備えるため、感染症専門医、 <b>感染制御認定薬剤師及び感染管理認定看護師の養成</b> に取り組む。	薬剤師についても、感染制御認定薬剤師制度があることから、感染制御認定薬剤師の養成についても追記してもらいたい。	【該当箇所を修正】委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。
20	4章	P63	31行	<input type="checkbox"/> ハブクラゲやオコゼ等の海洋危険生物による刺咬被害を未然に防止するため、県民及び観光客への広報啓発活動に取り組む。	<input type="checkbox"/> ハブクラゲやカツオノエボシ、オコゼ等の海洋危険生物による刺咬被害を未然に防止するため、 <b>被害の多い場所への看板設置促進、対処方法の周知等</b> 、県民及び観光客への <b>広報啓発活動</b> に取り組む。	海洋生物による刺傷被害の半分以上は、クラゲ類によるものであることと(最近カツオノエボシによる被害も増加)、砂辺等ネット設置がなく県民や観光客が多数訪れる場所です被害が増えているので、もう少し具体的な記述を希望します。	【該当箇所を修正】委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。



番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	修正文案等	理由等	審議結果
21	4章	P64	9行	(4) 高齢者・障害者等を支える福祉サービスとセーフティネットの充実	-	「セーフティネット」は、基本的に子どもから高齢者、障害者を含め、全県民にかかると理解している。県が進める「誰一人取り残さない」という施策の基本コンセプトとも関連する重要な施策であると考え。しかしながら、素案の記載内容においては、全体的に「高齢者・障害者等の福祉サービス」を中心とした内容の印象を受ける。 国においては、「地域共生社会の実現」を基本コンセプトに、社会福祉法の改正をはじめ、具体的な施策として「包括的な支援体制整備」を位置付け、新たなセーフティネットの構築を目指している。 以上ことから、県が進める「誰一人取り残さない」という施策を推進するためにも、記載内容を再検討いただきたい。	【原文のとおり】 当該施策では高齢者、障害者だけでなく、66頁18行「ウ 日常生活を支える福祉サービス」の中で、ひきこもり支援や生活困窮者の支援及び属性を問わない包括的な支援体制の整備等について記載している。 なお、子どもへの支援の取組は、重点的な取組として、52頁24行「(1) 子どもの貧困の解消に向けた総合的な支援の推進」及び56頁13行「(2) 誰もが安心して子育てができる環境づくり」に記載している。
22	4章	P65	7行	施設整備等の介護施設の整備や、介護サービス事業の効率的な運営が困難な離島地域における介護サービスの提供機会の確保に取り組む。	□ 施設整備等の介護サービス基盤の整備を進め、必要な介護サービスの確保に取り組む。	離島だけではなく県内全域で介護サービスは不足する状況にあるため「離島地域」だけではなく「県内全域」という記載に変えてはどうか。	【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。 「県全域」で必要な介護サービスの確保に取り組む趣旨になるよう修正する。
23	4章	P65	9行	福祉・介護人材の確保に向けて、介護福祉養成施設と連携した広報活動の実施、介護事業所の経営安定と職員の定着に向けた支援、介護職員に対する技術向上研修・労働環境・処遇改善等に取り組む。	□ 介護給付の適正化を進め、適切なサービスの確保を図るため、市町村と連携して介護事業所への指導・助言に取り組む。	小規模な事業所においては、事業所の設備や人員配置などの介護報酬の算定基準を十分理解していないため介護報酬を減額査定される実態があることから、介護報酬等の算定基準など経営面の教育等を支援する仕組みが必要ではないか。	【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。 介護報酬の算定基準の周知・適正な算定に向けて、県では事業所に対する集団指導や実地指導による支援を実施しており、引き続き取り組む趣旨になるよう修正する。 なお、「福祉・介護人材の確保」に向けた取り組みは、171頁で整理している。

番号	章	頁	行	新たな振興計画（素案）本文	修正文案等	理由等	審議結果
24	4章	P66	24行	<p>□ 知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域で自立した生活を送るための福祉サービスの利用援助や、生活困難者の就業、家計等に対する包括的な支援に取り組む。</p>	<p>(修正)  <input type="checkbox"/> <b>認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域で自立した生活を送るための福祉サービスの利用援助をはじめ、成年後見制度の利用促進に取り組む。</b>            (追加)  <input type="checkbox"/> <b>新型コロナウイルス感染症の影響などにより生活再建に向けた支援を必要とする方々や生活困難者に対し、就業や家計等に対する包括的な支援に取り組む。</b></p>	<p>沖縄県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金の特例貸付については、事業スタートした令和2年3月からの貸付件数が緊急小口資金と総合支援資金(延長・再貸付を含む)を合わせ約11万件、貸付決定金額が450億円を超えている(令和3年7月27日現在)。貸付件数、貸付決定金額とも全国でも上位となっている。また、令和4年度より10年余にわたる償還期間が始まることとなっている。今後は、上記貸付事業だけでは生活の立て直しが難しく、7月より新生活にスタートした「生活困窮者自立支援金」への申し込みや、生活保護制度の利用者が増加していくことが想定されるため、「新型コロナウイルス感染症と県民生活の支援体制の強化」について記載できないか。</p>	<p>【該当箇所を修正】委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。            66頁24行「① 福祉サービス」の包括的な支援体制の強化」の施策文「□ 知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域で自立した生活を送るための福祉サービスの利用援助や、生活困難者の就業、家計等に対する包括的な支援に取り組む。」を左案のとおり修正し、施策文を追記する。</p>
25	4章	P77	17行	<p>□ 自然災害や新型コロナウイルス感染症等のリスクが発生する中、事業の継続や早期復旧を目的とした「事業継続計画(BCP)」の策定については、県や商工会等の関係機関と連携し、県内企業の策定に向けた支援に取り組む。</p>	-	<p>今回のコロナ対応において、企業におけるBCP対応の必要性は認識できたが、それ以上に県のBCP的なプランはさらに重要であることが確認された。特に島嶼県であり且つ人口密度も高い我が県は、感染症においてやり方によっては台湾やシンガポールのように守りを強くすることができる。何度も県民の経済活動を止めることのないよう、必ず来るであろう感染症対応のために島嶼県として水際対策の強化や条例制定を含め、経済活動を止めないための行政としてのBCP構築が急がれるものと思料。</p>	<p>【原文のとおり】            県は、新型コロナウイルス等感染症の発生時期に応じて、感染拡大を抑制し、県民の生命及び健康を保護するために県が講ずる保健医療対策の内容を定めた行動計画を策定するとともに、同計画に基づいた感染症対応業務を行いながら県の業務体制を維持する業務継続計画を策定しているところである。            なお、自然災害時の業務継続計画については、別途、対応しているところである。</p>

番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	修正文案等	理由	審議結果
26	4章	P79	22行	<p>□ 要配慮者の数や状況に応じた福祉避難所が適切に配置されるよう、市町村における福祉避難所の指定促進に向け取り組む。</p> <p>(67頁1行)</p> <p>□ 高齢者をはじめとする要配慮者の災害時避難における福祉避難所の適正配置及び配置の促進、大規模災害時に一次避難所で災害時要配慮者を支援する沖縄県災害派遣福祉チーム「DWATおきなわ」の登録・養成研修に取り組む。</p>	<p>(67頁1行)</p> <p>□ 高齢者をはじめとする要配慮者の災害時福祉支援活動の取組として、市町村における個別避難計画の作成促進や沖縄県災害派遣福祉チーム「DWATおきなわ」の派遣体制の強化、災害ボランティア活動を円滑に進めるための支援体制の整備等に取り組む。</p>	<p>福祉避難所等や災害時要配慮者の個別支援計画や個別避難計画の法律が改正されていることから法改正に合った表現にする必要がある。</p>	<p>【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。 令和3年5月の災害対策基本法等の改正に伴い、要配慮者に関する施策に関して修正する。 なお、79頁22行の福祉避難所に関しては、法改正に伴う変更等は要しないため原文のとおりとする。</p>
27	4章	P155	7行	<p>④ 保健衛生分野における国際協力の推進</p> <p>□ 新型コロナウイルス感染症など世界的に拡大する感染症等の状況を踏まえ、台湾をはじめとする国内外の研究機関等との連携強化による国際ネットワークの充実を図り、疫学調査や感染症対策等の研究開発等の促進による島しょ県における防疫体制の強化に取り組む。</p>	<p>—</p>	<p>沖縄と同じ島嶼性を持つ地域として、台湾の産業振興ならびに成長戦略は学ぶべき点が多くある。保健衛生分野に限定することなく、観光産業・ものづくり産業においても人的交流・文化的交流を積極的に推進してほしい。これらは沖縄の海外取引の歴史から生まれる独自性であり、日本の産業振興等にも貢献する取り組みだと考えている。</p>	<p>【文化観光スポーツ部会及び産業振興部会へ申し送り】 素案の審議箇所が他部会所管事項であることから、担当の部会への申し送り事項として整理する。</p>
28	4章	P155	8行	<p>□ 新型コロナウイルス感染症など世界的に拡大する感染症等の状況を踏まえ、台湾をはじめとする国内外の研究機関等との連携強化による国際ネットワークの充実を図り、疫学調査や感染症対策等の研究開発等の促進による島しょ県における防疫体制の強化に取り組む。</p>	<p>(修正)</p> <p>□ 新型コロナウイルス感染症など世界的に拡大する感染症等の状況を踏まえ、台湾をはじめとする国内外の研究機関等との連携強化による国際ネットワークの充実を図り、疫学調査や感染症対策等の研究開発等を促進するとともに、琉球大学やJICA沖縄等と連携し、島しょ地域における防疫体制の強化に取り組む。</p>	<p>保健分野における国際協力の推進、島しょ地域の防疫体制の強化については、調査・研究開発のみならず、研修生の受け入れによる技術協力も大きく貢献していると考えられる。また、当該項目の指標は研修生の受け入れ数であるため、後半については、島しょ県の防疫体制、ということであると沖縄県の防疫体制の強化となり、国際協力、国際課題への貢献の観点では島しょ地域とすべきと思われるため。</p>	<p>【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。</p>

番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	修正文案等	理由	審議結果
29	4章	P170	27行	<p>③ 社会参画とキャリアアップに資する学び直しの機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 産学連携の下、大学、大学院、専修学校等においてキャリアアップ・キャリアチェンジに資するリカレントプログラムの開発・展開を促進し、一人ひとりのキャリア選択に応じた学びを提供できる環境の創出に取り組む。</li> </ul>	-	記載されている「社会参画の機会創出」という表現に異論はないが、沖縄の最も重要な社会課題である「貧困の連鎖」を断ち切るための施策でもある旨、より強い表現・メッセージ性がほしい。また、民間レベルでもシングルマザーへのリカレント教育などの具体的な活動が動きはじめている。個々の活動で終わることがないよう、国・県・自治体に対しては積極的かつ包括的な支援をお願いしたい。	【産業振興部会及び学術・人づくり部会へ申し送り】 素案の審議箇所が他部会所管事項であることから、担当の部会への申し送り事項として整理する。  ＜参考＞ 県のひとり親施策におけるリカレント教育では、就職や転職・キャリアアップに有利な資格取得を目指すひとり親に月額最大14万円を生活費として給付し、資格取得を支援する事業の他、ひとり親が利用しやすいよう、親の受講中と同じ施設内で子の保育サービスを提供して実施する経理事務の資格取得講座を開講している。
30	4章	P171	20行	<p>「③ 保育士の育成・確保」に係る施策について</p>	<p>(追記) □ <u>保育士等の育成及び資質向上に向け、研修の充実に取り組む。</u></p>	「保育士の育成・確保」について、保育士の確保も重要であるが、保育士の育成、資質向上のため、1年目、5年目、10年目の研修等も大事である。	【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり追記する。
31	4章	P171	20行	<p>③ 保育士の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 保育士への就業を希望する者に対する修学資金等の貸付や、市町村が行う保育士確保の取組への支援に取り組む。</li> <li>□ 保育士の処遇改善や労働環境改善、魅力発信に向けて取り組むほか、保育士登録しているものの保育に従事していない、いわゆる潜在保育士の復職支援に取り組む。</li> </ul>	<p>③ 保育士等の育成・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ <u>保育士の魅力発信や、保育士への就業を希望する者に対する修学資金等の貸付、潜在保育士の復職支援などの保育士確保に取り組む。</u></li> <li>□ <u>保育士の処遇改善や業務改善など、保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを推進する。</u></li> </ul>	保育士の確保と共に保育士の離職率の高さは、大きな課題である。保育士が専門職として自信と誇りをもって生涯働ける職場の豊かな環境づくりについて記載できないか。	【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。

番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	修正文案等	理由等	審議結果
32	4章	P172	20行	<p>□ 県内で薬剤師が育成できるよう、県内国公立大学への薬学部設置など、総合的な薬剤師確保に取り組み。</p> <p>□ 県内で薬剤師が育成できるよう、県内国公立大学への薬学部設置など、総合的な薬剤師確保に取り組み。</p>	<p>□ 県内で薬剤師が育成できるよう、県内国公立大学への薬学部設置に<b>対する支援</b>など、総合的な薬剤師確保に取り組み。</p>	<p>県内国公立大学への薬学部設置については、設置主体が大学となるが、琉球大学、名城大学との意見交換の際に、両大学ともに、設置に係る財政支援が必要との意見があったことから、薬学部設置に対する支援を追記してもらいたい。</p>	<p>【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。</p>
33	4章	P172	23～34行	<p>□ 保健活動や高度医療を担う専門性の高い看護師の養成、学生に対する修学資金貸与の充実、民間看護師養成所の安定的運営に向けた支援、潜在看護師等の復職支援等を推進し、多様化する医療ニーズに対応できる看護師等の育成に取り組み。</p>	<p>□ …。また、<b>離島・へき地の保健医療提供体制を支えるため看護師等の確保及び育成に取り組み</b>。</p>	<p>1.現在の素案においては「地域特性に応じた保健活動」等の記載はあるが、島しょ等に関する記述がない。 2.新たな振興計画(素案)では離島の条件不利性克服と持続可能な島しょ地域の形成に係る解決の方策、小規模離島等における持続可能な地域づくりが示されている。 これらことから、新たな計画では離島振興をはかることとされ、特に島しょ地域における看護師の育成・確保は、島しょ地域を多く抱える本県の地域医療を支える上で重要だと考える。</p>	<p>【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。 島しょ地域の医療体制を支えるため、看護師の確保・育成は重要であり、県立看護大学では、島嶼保健看護に特化した看護師の養成を行っている。</p>
34	4章	P182	5行	<p>平成27年3月に返還された西普天間住宅地区跡地(約51ha)については、国など関係機関と連携し、琉球大学医学部及び同大学病院の移設を核とした「沖縄健康医療拠点」の形成に取り組み。</p>	—	<p>「沖縄健康医療拠点の形成に取り組み。」の後に、「また、新型コロナウイルス感染症等の感染症の専門病院の設立に取り組み」という内容を盛り込んでどうか。</p>	<p>【原文のとおり】 琉球大学病院は、感染症指定医療機関であり、移設にあたっては、感染症対策も強化すると聞いている。同病院は、令和7年開院に向け、すでに設計も終了し、着工しているところである。</p>
35	4章	P200	14行	<p>□ 診療所と公立沖縄北部医療センター及び沖縄本島医療機関とのネットワーク化の推進、遠隔医療など高度なICTの医療分野への利活用を促進し、医療体制の充実を図る。</p>	—	<p>② 北部医療圏で、公立北部医療センターを中心に離島・僻地診療所等とのITによる医療連携(患者1カルテ・1ID)を実践して頂きたい。</p>	<p>【原文のとおり】 公立沖縄北部医療センターは、地域医療支援病院として地域の全ての医療機関とネットワークを構築し、患者の紹介、逆紹介、診療情報及び医療情報の共有を行うなど、地域完結型の医療を提供することとしており、今後、北部医療圏における取組を検討することとしている。</p>

番号	章	頁	行	新たな振興計画(素案)本文	修正文案等	理由等	審議結果
36	-	-	-	【追記希望】	-	「人づくり」に関する施策について、これまでの10年の取組でできなかつたことを踏まえた上で、PDCAなど取組の効果を測定するのための全体を統括した仕組みをづくりや有効性の確保などの文言を記載できないか。	<p>※ 委員からの同内容の意見が学術・人づくり部会で審議(産業振興部会から申し送り)されたためその結果を記載する。</p> <p>【第3回学術・人づくり部会(8/26)審議結果】          沖縄県では、現行の「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の着実な推進を図るため、「沖縄21世紀ビジョン実施計画」で示した個々の「施策」と「主な取組」を対象に進捗状況や成果指標の達成状況について、各部局においてPDCAを実施しております。          人材育成は、学校教育や、観光、福祉、ものづくり、IT、文化といった様々な産業分野、地域を支える人材等、多岐にわたり、また、人材育成に密接に関連する家庭環境、雇用環境、地域の現状等も分野ごとに、異なりま          す。このため、分野を超えて統括するとしても、結果個々の分野において、様々な環境を踏まえ、取り組みの効果検証を行わざるを得ないものと考えております。          このため、これら人材育成については、例えば学校教育であれば全国学力・学習状況調査における平均正答率の全国との差、IT分野であれば国家資格取得者数、ものづくりであれば製造業従事者数、地域であれば「地域おこし協力隊」及び「地域おこし協力隊マネージャー」数といった、分野ごとに指標を設定して評価することとしております。          各分野間の情報共有は重要であると考えており、今後、「地域連携プラットフォーム(仮称)」等において、これら各分野間の効果検証についての情報共有を図ってまいりたいと考えております。</p>

## 新たな振興計画（中間取りまとめ）に対する修正意見審議結果一覧

福祉保健部会							
番号	章	頁	行	新たな振興計画 （中間取りまとめ）本文	修正文案等	理由等	審議結果
1	4章	P56	5行～	—	—	子どもの貧困対策について、親の就業状況や産業構造、教育力など様々な要素が絡み合い複雑化していることから、各分野において長期的かつ実効性の高い取組を検討していただきたい。	【原文のとおり】 子どもの貧困の世代間連鎖の克服と解消に向けては、社会施策のみではなく経済施策や教育施策を併せて取り組むことが重要であります。 具体的な取組については、実施計画に記載することとしております。
2	4章	P59	11行	(2) 誰もが安心して子育てができる環境づくり 本基本施策の展開においては、…すべての県民が安定して自立した生活を営める環境の実現を目指します。	(2) 誰もが安心して子育てができる環境づくり 本基本施策の展開においては、…すべての県民が安心して子どもを産み育てることができる環境の実現を目指します。	所要の修正（基本施策リード文の整理）	【該当箇所を修正】
3	4章	P61、70	2、7行	—	—	生活に困難を抱えている子どもや生理の困だけでなく、ヤングケアラーや生理の貧困などに対する対策を記述していただきたい。また、具体的に事業としてスタートしてほしい。	【原文のとおり】 「ヤングケアラー」については、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響が出るのが懸念されており、支援が必要なヤングケアラーの早期発見と適切な支援につなげるための多様な関係機関・団体等の連携が不可欠と考えており、「2-2-1-② 困難を有する子ども・若者やその家族等への支援」の中で、県内の実態把握を進めながら、市町村とも連携し、関連する取組を進めたいと考えております。 また、「生理の貧困」については、「2-4-ウ-化」の中で、女性を含めた生活困窮者に対する支援に取り組むこととしており、生理の貧困など個別の課題についても、今後、計画を推進する中で具体的に対応してまいります。

番号	章	頁	行	新たな振興計画 (中間取りまとめ) 本文	修正案等	理由	等	審議結果
4	4章	P61	26行	<p>(3) 健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保                      本基本施策の展開においては、県民一人ひとりが豊かな人生を過ごせるよう、<b>健やかな暮らしを支える健康づくりの実践に向けた環境整備と安心を支える充実した医療提供体制の確保</b>を目指します。</p>	<p>(3) 健やかな暮らしと安心を支える充実した医療提供体制の確保                      本基本施策の展開においては、県民一人ひとりが豊かな人生を過ごせるよう、<b>健やかに暮らすための健康づくりが実践できる環境整備と安心を支える充実した医療提供体制の確保</b>を目指します。</p>	<p>所要の修正(施策文の整理)</p>		【該当箇所を修正】
5	4章	P63	13行	<p>(2) 患者・家族等の支援体制の充実                      離島の<b>がん患者、難病患者、妊産婦等の島外の医療機関への通院に係る運賃や宿泊費等に要する経費を補助し、経済的負担の軽減</b>に取り組みます。                      さらに、<b>がん患者やその家族に対する支援体制の維持・強化を図るため、相談体制等の充実</b>に取り組みます。</p>	<p>(2) 患者・家族等の支援体制の充実                      がん<b>診療連携拠点病院等において、患者や家族が、診断早期にがん相談支援センターにつながる体制づくりや情報提供体制の充実</b>に取り組みます。                      また、<b>がん治療における正しい知識の普及や、がん患者が住み慣れた地域社会で尊厳を持って安心して生活し、自分らしく生きることができるとして、実現に向けた啓発</b>に取り組みます。                      さらに、<b>離島のがん患者、難病患者、妊産婦等の島外の医療機関への通院に係る運賃や宿泊費等に要する経費を補助し、経済的負担の軽減</b>に取り組みます。</p>	<p>所要の修正(施策文の整理)</p>		【該当箇所を修正】
6	4章	P63	34行	<p>(5) 公立沖縄北部医療センターの整備                      北部<b>医療圏の医師不足を抜本的に解消し、安定的かつ効率的な地域完結型の医療提供体制を構築する</b>ため、<b>北部医療圏の基幹病院として公立沖縄北部医療センターの整備</b>に取り組みます。</p>	<p>(5) 公立沖縄北部医療センターの整備                      北部<b>医療圏の医師不足を抜本的に解消し、安定的かつ効率的な地域完結型の医療提供体制を構築する</b>ため、<b>県及び北部12市町村を構成団体とする一部事務組合が設置主体となり、公立沖縄北部医療センターの整備を推進</b>します。                      また、<b>公立沖縄北部医療センターは、北部医療圏における基幹的な公的医療機関として、その特性に応じた地域医療や高度医療を持続的に担うとともに、病院内に琉球大学病院地域医療教育センター(仮称)の設置を進める等、医療従事者の育成</b>に取り組みます。</p>	<p>所要の修正(施策文の整理)</p>		【該当箇所を修正】



番号	章	頁	行	新たな振興計画 (中間取りまとめ) 本文	修正案等	理由等	審議結果
7	4章	P64	34行	③ 災害医療提供体制の確保・充実 災害時の救急医療活動の迅速な展開を図るため、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成や災害医療に関わる各種情報の集約・提供を行う広域災害救急医療情報システムの運用に取り組みます。	③ 災害医療提供体制の確保・充実 災害時の救急医療活動の迅速な展開を図るため、災害派遣医療チーム(DMAT)の養成や災害医療に関わる各種情報の集約・提供を行う広域災害救急医療情報システムの運用に取り組みます。 <b>また、災害時に重症傷病者を受け入れ、救護の活動拠点となる災害拠点病院に対する医療機器等の導入支援を行い、災害医療提供体制の強化に取り組みます。</b>	所要の修正(施策文の整理)	【該当箇所を修正】
8	4章	P65	19行	② 振興・再興感染症拡大期に備えた医療提供体制の確保 感染症対策の重要な要素は各種検査の拡大であり、あらゆる感染症を想定し、 <b>「いつでも誰でもどこでも」</b> 検査が受けられる体制に構築できる環境整備に取り組みます。特に、 <b>新型コロナウイルス等の新興感染症</b> 等の拡大に備えるため、感染症専門医、感染管理認定看護師及び感染制御認定薬剤師の養成に取り組みます。 (以下、略)	② 振興・再興感染症拡大期に備えた医療提供体制の確保 感染症対策の重要な要素は各種検査の拡大であり、あらゆる感染症を想定し、検査が受けられる体制を迅速に構築できる環境整備に取り組みます。特に、新興感染症等の拡大に備え、感染症専門医、感染管理認定看護師及び感染制御認定薬剤師の養成に取り組みます。 (以下、略)	所要の修正(施策文の整理)	【該当箇所を修正】
9	4章	P66	13行	① 食品等の安全・安心の確保 県内で流通する食品の安全・安心を確保するため、食品表示の適正化や県内の食品取扱施設における監視指導及び食品の検査の強化に取り組みます。 さらに、安全で良質な水を確保するため、簡易専用水道及び専用水道の衛生対策及び水道水質の監視に取り組みます。	① 食品等の安全・安心の確保 県内で流通する食品の安全・安心を確保するため、 <b>沖縄県食品衛生監視指導計画に基づき</b> 、食品表示の適正化や県内の食品取扱施設における監視指導及び食品の検査の強化に取り組みます。 さらに、安全で良質な水を確保するため、 <b>市町村及び登録水質検査機関と連携し</b> 、簡易専用水道及び専用水道の衛生対策及び水道水質の監視に取り組みます。	所要の修正(施策文の整理)	【該当箇所を修正】

番号	章	頁	行	新たな振興計画 (中間取りまとめ) 本文	修正案等	理由等	審議結果
10	4章	P66	19行	② 難病対策の推進 原因不明で治療法が未確立である難病について、医療費等の助成を行い、難病患者及びその家族の経済的負担の軽減に取り組めます。 さらに、専門性のある相談窓口を設置し、難病患者及びその家族の安定した療養生活の確保に取り組めます。	② 難病対策の推進 原因不明で治療法が未確立であり長期にわたる療養が必要となる難病について、医療費等の助成を行い、難病患者及びその家族の経済的負担の軽減に取り組めます。 さらに、専門性のある相談窓口を設置し、難病患者及びその家族の安定した療養生活の確保に取り組めます。	所要の修正(施策文の整理)	【該当箇所を修正】
11	4章	P68	9行	① 高齢者の社会参加の促進 豊富な経験や知識、技術を持った高齢者の社会参加活動の促進や地域社会を支える一員となるように、多様な活動の支援に取り組めます。 さらに、高齢者が個々の経験や知識を生かし、地域社会において活躍し続けられるよう、多様な就業機会の確保に取り組めます。	① 高齢者の社会参加の促進 豊富な経験や知識、技術を持った高齢者の社会参加活動を進進するともに、高齢者が地域社会を支える一員となるように、地域活動やスポーツ・文化活動など多様な活動の支援に取り組めます。 さらに、高齢者が個々の経験や知識を生かし、地域社会において活躍し続けられるよう、多様な就業機会の確保に取り組めます。	所要の修正(施策文の整理)	【該当箇所を修正】
12	4章	P68	24行	③ 介護サービスの充実 施設整備等の介護サービス基盤の整備を進め、必要な介護サービスの確保に取り組めます。 さらに、介護給付の適正化を進め、適切なサービスの確保を図るため、市町村と連携して介護事業所への指導・助言に取り組めます。	③ 介護サービスの充実 介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で安心して暮らすことのできるよう、施設整備等の介護サービス基盤の整備を進め、必要な介護サービスの確保に取り組めます。 さらに、持続可能な介護保険制度の構築に向けて、介護給付の適正化を進め、適切なサービスの確保を図るため、市町村と連携して介護事業所への指導・助言に取り組めます。	所要の修正(施策文の整理)	【該当箇所を修正】

番号	章	頁	行	新たな振興計画 (中間取りまとめ) 本文	修正文案等	理由等	審議結果
13	4章	P79	22行	③ ICTを活用した遠隔医療の推進 遅延ロスのないスムーズな遠隔診 断を実現するための情報通信基盤の 整備に取り組みとともに、遠隔医療を 行うための医療従事者の育成・ス主 ルアプリに取り組みます。	※ 別施策への移動 P147 15行～ 「基本施策3 (1) ア 次世代の通信環 境に対応した情報通信基盤の整備」 への溶け込み	所要の修正(施策体系の整理)	【該当箇所を修正】
14	4章	P164	15行	④ 保健衛生分野における国際協力 の推進 新型コロナウイルス感染症など世界 的に拡大する感染症等の状況を踏ま え、台湾をはじめとする国内外の研 究機関等との連携強化による国際 ネットワークの充実を図り、疫学調査 や感染症対策等の研究開発等を促 進するとともに、琉球大学やJICA沖 縄等と連携し、島しょ域における防 疫体制の強化に取り組みます。	④ 保健衛生分野における国際協力 の推進 新型コロナウイルス感染症など世界 的に拡大する感染症等の状況を踏ま え、台湾をはじめとする国内外の研 究機関等との連携強化による国際 ネットワークの充実を図り、疫学調査 や感染症対策等の研究開発等を促 進するとともに、琉球大学やJICA沖 縄等と連携し、海外研修生の受け入れ などによる技術協力等を図り、島しょ 地域における防疫体制の強化に取り 組む。	琉大、JICAと協力し何をするので 防疫体制の強化につながっているの か不明である(調査・研究だけでなく 技術協力という部分が読みとれない) と考えます。 保健分野における国際協力の推 進、島しょ地域の防疫体制の強化に ついては、調査・研究開発のみなら ず、研修生の受け入れによる技術協 力も大きく貢献していると考えます。 また、当該項目の指標は研修生の 受け入れ数であるため、「海外研修 生の受け入れ」という部分を追記い ただきたい。	【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ、次のとおり修正す る。
15	4章	P181	14行	② 保育士等の育成・確保 保育士等の育成及び資質向上に向 け、研修の充実に取り組むとともに、 保育士等の魅力発信や保育士等へ の就業を希望する者に対する修学資 金等の貸付、潜在保育士の復職支 援など、保育士等の確保に取り組み ます。 また、保育士等の処遇改善や業務 改善など、保育士等が生涯働ける魅 力ある職場づくりを推進します。	② 保育士等の育成・確保 保育士等の育成及び資質向上に向 け、研修の充実に取り組むとともに、 保育士等の魅力発信や保育士への就 業を希望する者に対する修学資金等 の貸付、潜在保育士の復職支援な ど、保育士の確保に取り組みます。 また、保育士の処遇改善や業務改 善など、保育士が生涯働ける魅力あ る職場づくりを推進します。	保育人材の確保への取組や処遇 改善等については、「保育教諭を含 む保育士」と対象を限定しているの で、「保育士」と記載する。 なお、保育人材の育成は、幼稚園 教諭、保育補助者や子育て支援員も 含まれることから、「保育士等」とし て、対象者は明確にする。	【該当箇所を修正】

番号	4章	頁	P182	行	14行	<p>新たな振興計画 (中間取りまとめ) 本文</p> <p>② 薬剤師の確保と資質向上 県内で就業の意思のある県外の薬 学生等に対し、県内での就業を条件 とした奨学金の支援など、薬剤師の 確保に取り組みます。 また、県内で薬剤師が育成できるよ う、県内国公立大学への薬学部設置 に対する支援など、総合的な薬剤師 確保に取り組みます。</p>	<p>修正文案等</p> <p>② 薬剤師の確保と資質向上 県内で就業の意思のある県外の薬 学生等に対し、県内での就業を条件 とした奨学金返還の支援など、薬剤 師の確保に取り組みます。 また、県内で薬剤師が育成できるよ う、県内国公立大学への薬学部設置 に対する支援など、総合的な薬剤師 の養成・確保に取り組みます。 さらに、近年の医療の高度化、多様 化に対応し、チーム医療の一員とし て活動する薬剤師を育成するため、 がん薬物療法認定薬剤師等の資格 取得に対する支援など、薬剤師の資 質向上に取り組みます。</p>	<p>理由</p> <p>所要の修正(施策文の整理)</p>	<p>審議結果</p> <p>【該当箇所を修正】</p>
16	4章	頁	P182	行	14行	<p>新たな振興計画 (中間取りまとめ) 本文</p> <p>② 薬剤師の確保と資質向上 県内で就業の意思のある県外の薬 学生等に対し、県内での就業を条件 とした奨学金の支援など、薬剤師の 確保に取り組みます。 また、県内で薬剤師が育成できるよ う、県内国公立大学への薬学部設置 に対する支援など、総合的な薬剤師 確保に取り組みます。</p>	<p>修正文案等</p> <p>② 薬剤師の確保と資質向上 県内で就業の意思のある県外の薬 学生等に対し、県内での就業を条件 とした奨学金返還の支援など、薬剤 師の確保に取り組みます。 また、県内で薬剤師が育成できるよ う、県内国公立大学への薬学部設置 に対する支援など、総合的な薬剤師 の養成・確保に取り組みます。 さらに、近年の医療の高度化、多様 化に対応し、チーム医療の一員とし て活動する薬剤師を育成するため、 がん薬物療法認定薬剤師等の資格 取得に対する支援など、薬剤師の資 質向上に取り組みます。</p>	<p>理由</p> <p>所要の修正(施策文の整理)</p>	<p>審議結果</p> <p>【該当箇所を修正】</p>

関連体系図(案)に対する修正意見審議結果一覧

① 主要指標			福祉保健部会		
基本施策番号	指標名	指標(案)	目標値	理由等	審議結果

② 成果指標			福祉保健部会		
施策番号	指標名	指標(案)	目標値	理由等	審議結果(案)
2-(1)-ウ-① ひとり親家庭等の 困難を抱える 保護者への生 活自立支援	就業相談から就職に 結びついたひとり親 家庭の数	-	-	就職に就くことも重要だが、 経済的自立には「定着率(目 標値:就職後1または3年)」が 肝心だと思われる。 生活困窮者の多くは、短期 的な労働をくりかえしている傾 向があるため、キャリアパスが できず、非正規雇用、所得が 上がらない、生活資金にゆとり がでないなどのループから 抜けられない実態がある。 最近の障がい者就労支援で も、就職後の定着支援も福祉 事業所の業務として制度が変 わったので、ひとり親支援でも 必要と感じた。	【原文のとおり】 県では、子育てと生計維持と いう二重の役割をひとりで担う ひとり親家庭に対し、自立への 第一歩として、個々の事情を 踏まえた就労先の確保に取り 組んでいることから、ひとり親 支援に係る成果指標を「就業 相談から就職に結びついたひ と親家庭の数」としている。 就労後の定着支援について も、自立支援事業の中で実施 しているところであり、今後とも ひとり親の生活の安定と収入 の向上に向けた取組を支援し ていくこととしている。

(別紙2)

② 成果指標		指標名	指標(案)	目標値	理由等	審議結果(案)
施策番号 2-(1)-ウ-① ひとり親家庭等の 困難を抱える生 活自立支援	指標 就業相談から就職に 結びついたひとり親 家庭の数	-	-	-	ひとり親家庭の親の就業率は全国的にも高い。働いているにもかかわらず、厳しい経済状況であることが課題なので、成果指標としては「ひとり親家庭の正規雇用率」とするべきではないか。	【原文のとおり】 県では、子育てと生計維持という二重の役割をひとりで担うひとり親家庭に対し、自立への第一歩として、個々の事情を踏まえた就労先の確保に取り組んでいることから、ひとり親支援に係る成果指標を「就業相談から就職に結びついたひとり親家庭の数」としている。 ひとり親家庭の正規雇用については、就職に有利な資格取得を目的とする講座や、正規雇用を進める事業者への助成等を県として実施しているところであり、今後ともひとり親の生活の安定と収入の向上に向けた取組を支援していくこととしている。
(施策の追加に伴う指標の追加) 2-(3)-ア-③	-	-	-	-	沖縄県は、健康診断の有所見率が9年連続してワースト1となっており、当該比率を改善する必要がある。	【原文のとおり】 意見のあった施策の追加ではなく既存施策に取組を追加することから、新たな指標の追加はしない。

(別紙2)

② 成果指標		指標名	指標(案)	目標値	理由等	審議結果(案)
2-③-ウ-① 離島・へき地医療提供体制の確保充実	ドクターバンク事業登録医師数	へき地診療所の医療従事医師数	—	「ドクターバンク事業登録医師数」はあくまでも離島・へき地勤務希望者の登録数であるため、実際に「医療に従事した医師数」が施策の成果指標として適している。	【該当箇所を修正】	
2-③-エ-① 感染症対策の強化	結核患者罹患率	—	—	新型コロナウイルス感染症の他に今後発生が世界規模で危惧されており、保健所機能や防疫体制を強化する指標になるため。	【原文のとおり】 沖縄県では、例年結核患者罹患率が全国よりも高い水準となっており、特に患者発見の遅れによる集団感染の発生や外国人結核患者の増加が課題となっている。今後長期に渡る普及啓発や保健医療分野における連携体制の整備が必要になることが予想されることから、結核感染症の患者に的を絞ることとしたい。	
2-③-エ-② 新興・再興感染症拡大期に備えた医療提供体制の確保	感染管理認定看護師数	感染管理認定看護師及び感染症看護専門看護師数	—	認定看護師は提供分野や施設における実践、指導、相談を行い、専門看護師は施設や地域における予防と適切な対策、水準の高い看護を提供できるため。	【該当箇所を修正】 委員の意見を踏まえ左案のとおり修正する。	

(別紙2)

② 成果指標					
施策番号	指標名	指標(案)	目標値	理由等	審議結果(案)
2-(7)-ウ-② 福祉・介護サービスを受け る機会 の確保	介護サービスを受け られる離島数	—	—	「入所介護サービスを受けら れる離島数」としてはどうか。 要介護高齢者や家族が最後 まで島で生活できるためには 入所可能なサービス体制が急 務。介護サービス提供はほと んどの島で実現している。	【原文のとおり】 離島における介護サービス については、地域の実情や ニーズに応じ、入所・通所等の 多様な介護サービスの提供に より、高齢者が可能な限り住 み慣れた地域で日常生活を営 むことができるよう支援するこ ととしており、このような観点か ら指標を設定している。 なお、離島における介護サー ビスについては、運営費等の 補助を行っており、引き続き サービス提供の維持に向け支 援していくこととしている。
5-(4)-イ-③ 保育士等の育 成・確保	<b>保育士の有効求人倍 率</b>	<b>保育従事者数</b>	—	有効求人倍率に、施策の成 果がどう反映されているのか わかりづらい。 保育士確保、資質向上の推 進及び離職防止を図ることで、 保育従事者の増加につながる ことから、指標として設定す る。	【該当箇所を修正】



自由意見の一覧（福祉保健部会）

**【第4章 基本施策】**

- 1 最近格差の広がりが話題となっているが、指標は平均のみを考えてよいのか。沖縄県の元気さである「出生率」は指標に入っていないのか、多くの計画があるがどうつながっていくかが見えない。この計画にAIを活用し各種計画のつながり方を考えてはどうか。

**【基本施策2-(2) 誰もが安心して子育てができる環境づくり】**

- 1 低所得という課題（子どもの貧困の一つの要因でもある）に対して、これは福祉だけの問題なのではない。通学における送迎交通を交通分野の人は渋滞の要因と捉えがちで、その側面があることは否定しないが、なぜ送迎交通が多いのか考える必要がある。

歩けない大人が歩けない子供をつくる。遠足なのに歩かない。送迎を前提とした各種大会のプログラム。これにより、予想外の渋滞が発生している。

送迎により親の労働時間などの社会的損失が起きていることや、社会的損失を生み出す送迎交通が渋滞というさらに損失を生み出すことになる。小さい子を持つ親にとって、通勤・買い物・保育園を回るためには車が必要ということも聞いていることから、一定程度事業所が集まった地域には事業所の保育園を完備することの方が無駄な移動を減らすことに繋がると考えられる。交通の問題を交通だけで解決するのではなく、社会の問題として捉え、社会として解決する必要がある。

**【基本施策2-(4) 高齢者・障害者等を支える福祉サービスとセーフティネットの充実】**

- 1 素案の所々に医療・介護の人材確保が記載されており大きな課題と考えるが、それ以上に高齢化の進展は進んでいくと

## 別紙 3

考えるため、介護、医療分野でもICTを積極的に整備し活用できるよう県が音頭を取っていただきたい。

- 2 県内の障害者の訪問介護事業所は、コロナ禍に対応できているのか、以前は色々な意味で地域の保健師が見回っていたと考えるため、そのような活用が必要ではないか。
- 3 コロナ禍の中で、ひとり親世帯や高齢者世帯など生活困窮世帯への生活福祉資金の貸付実態等を把握することで、沖縄県の実態と今後の対策の展開が見えてくる。また、生活困窮者の就労支援等の中で、養育者世帯を含めその世帯に子どもがいるかを把握したうえで、子どもの貧困対策とリンクさせることが重要である。
- 4 沖縄県労働者福祉基金協会で受託している生活困窮者の自立支援事業、就職・生活支援パーソナル・サポート・センターにおける相談件数は増えているが自立支援金等の相談対応で精一杯であり、個別計画の支援までなかなか行き届かない現状がある。重要な施策であるため今後も対策をお願いしたい。

### 【基本施策2-(7) 離島・過疎地域における安全・安心の確保と魅力ある生活環境の創出】

- 1 離島においては医者も看護師も2人体制で余裕を持たせ、きちんと休養が取れるような形であれば長く続いていけると実感している。医療だけではなく保健分野まで広げて、離島の人たちの保健・健康を守っていくという形の発想をやっていかなければ、新しい21世紀の計画にはならないのではないか。